

災害時も活用できる地域アプリ構築業務 プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は「災害時も活用できる地域アプリ構築業務」に係るプロポーザル実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 企画提案の募集から契約までの手順

一定の資格要件に該当する事業者から、公募により委託業務に関する企画提案を受け、海陽町が設置する選定委員会において内容審査を行った上で、総合的に最も優れた内容であると認めた者と随意契約を締結する。

なお、契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行った上で、海陽町と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

3 委託業務の内容

(1) 委託業務名

災害時も活用できる地域アプリ構築業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和7年3月17日まで

(3) 委託業務内容

別添「災害時も活用できる地域アプリ構築業務仕様書」のとおり

(4) 委託料上限額

26,800 千円(消費税及び地方消費税を含む。)

4 担当課及び連絡先

海陽町行革政策課 担当:戎居

電話番号 0884-73-4156

メールアドレス gyokakuseisaku@kaiyo-town.jp

5 企画提案の参加資格

本委託業務の実施に必要な能力を有し、次に掲げる全ての要件を満たしている者(共同企業体を含む。)とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規程に該当しない者であること。
- (2) 海陽町において、入札参加者資格者名簿に登載され、資格を得ているもの(指名停止中ではないこと)
- (3) 県内企業(県内に本店又は支店を有する者、誘致企業、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」(県内に所在する者に限る))であること。

※共同企業体の場合は、構成員のうち1者が要件を満たせば可。

- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態ではないこと。
- (5) 審査会の日々の6か前から現在までの間、金融機関等において不渡りした者でないこと。
- (6) 過去にデジタル田園国家構想交付金事業を行う自治体との並走型による構築業務をした経験・実績があり、本事業の提案内容がデジタル田園国家構想交付金事業における横展開に該当すること。

※共同企業体の場合は、構成員のうち1者が要件を満たせば可。

- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。及び次のイ及びウに掲げるものが、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法第77 号)第2 条第2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員(同法第2条第6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 参加申し込みについて

- (1) 「5参加資格」を満たし、本業務に参加を希望する場合は、次の必要書類を提出すること。
なお、参加申込書の提出がない場合は、企画提案書を受け付けないものとする。
 - ①参加申込書(様式第1号)
 - ②会社概要書(様式第2号)
 - ③業務実績書(様式第3号)
 - ④参加資格要件該当誓約書(様式第4号)

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出期間

令和6年7月22日(月)午後5時必着

(5) 辞退

参加申込書を提出した後、提案を辞退する場合は、企画提案書の提出期限までに参加辞退届(様式第5号)を提出すること。

(6) 提出先

海陽町行革政策課 担当:戎居

住所 〒775-0295

徳島県海部郡海陽町大里字上中須128番地

7 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

①受付期限及び提出方法

令和6年7月8日(月)から令和6年7月10日(水)正午まで

質問書(様式第6号)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること。メールタイトルは「災害時も活用できる地域アプリ構築業務に関する質問(会社名)」とすること。

②提出先

海陽町行革政策課 担当:戎居

メールアドレス gyokakuseisaku@kaiyo-town.jp

(2) 質問に対する回答

①回答日

令和6年7月16日(火)

②回答方法

本町のホームページに掲載し、個別には回答しない。

8 参加資格の承認

「5参加資格」に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和6年7月24日(水)までに、プロポーザル参加資格確認結果通知書を参加申込書に記載された担当者に電子メールで通知する。

9 企画提案書

本プロポーザルの参加者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。原則として、企画提案書は1者1提案とする。また、企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

(1) 提出書類

- ①企画提案書表紙(様式第7号)
- ②企画提案書(A4サイズ、任意様式、表紙・目次を除き30ページ以内)③
- ④業務体制表(様式第8号)
- ⑤類似業務の受託実績書(様式第9号)
- ⑤見積書及び内訳書(A4サイズ、任意様式)

(2) 企画提案書の内容

以下の内容および企画提案仕様書の内容を盛り込んだ提案とすること。

①業務計画(任意様式)

業務の目的を達成するための業務全体に係る総合的な業務実施計画、業務実施の具体的なスケジュールを記述すること。

②業務に関する企画等(任意様式)

各業務において、想定する全体フロー図などについて具体的に企画提案すること。なお、提案の中では、企画提案者独自のネットワーク(有識者等)、経験等がどのように生かされているかを分かりやすく具体的に記述すること。再委託を行う場合は再委託の内容、再委託先選定理由等の委託方針も盛り込むこと。

③企画提案書の内容に関する補足事項

本事業で構築するアプリについての住民説明会を町内5カ所で実施し、体験会も同様に5カ所で実施する予定である。説明会・体験会の運営実績および高齢者への利用促進に繋がる講習会の運営実績と結果についても記載すること。

④業務体制表(様式第8号)

業務を受託した場合の業務実施体制(組織、スタッフ、社内及び社外のバックアップ体制、各事業者の役割等)及び業務に従事するスタッフの業務経歴を記述すること。

⑤類似業務の受託実績書(様式第9号)

過去3年間(令和3年度～令和5年度)に受託した類似業務の実績を記述すること。なお、記載項目は、業務名、業務概要、発注機関、契約期間、事業規模(金額等)、受注者(単独事業者による参加の場合は記入不要)とする。

⑥見積書及び内訳書(A4サイズ、任意様式)

見積書の宛先は「海陽町長宛」とし、事業者の所在地、事業者名及び代表者名を必ず記載し、代表者印を押印すること。業務実施に係る見積額(消費税及び地方消費税を含まない。)を内訳が分かるように項目ごとに記述すること。

また、本構築業務の見積とは別で初年度～5年間の運用費用の参考見積も提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送(郵便書留その他これに準じる方法に限るものとし、提出期限内に必着のこと。)

(4) 提出部数

9部(押印が必要なものについては、正本1部のみ押印。副本8部は複写可とする。)

(5) 提出期限

令和6年7月30日(火)午後5時必着

なお、提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(6) 提出先

海陽町行革政策課 担当:戎居

住所 〒775-0295

徳島県海部郡海陽町大里字上中須128番地

10 資格審査及び提案の選考

(1) 審査委員会の設置

災害時も活用できる地域アプリ構築業務委託審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、本プロポーザルの実施及び企画提案に関する審議を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行う。審査委員会の委員は、本業務に関係する職員等で構成する。

(2) 審査方法

①応募事業者資格の確認審査

本業務の発注者は、応募資格の確認審査を参加申込書類等により実施し、この実施要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認する。なお、資格不備の場合には失格とする。

②プレゼンテーション及びヒアリング審査

提出された提案書に基づき、1事業者ずつプレゼンテーション及びヒアリング審査を行う。ただし、4者以上の提案があった場合は、書類審査を行い、プレゼンテーションの対象となる応募事業者をあらかじめ選定できるものとする。

ア 日時 令和6年8月9日(金)※時間は別途通知

イ 場所 海陽町海南庁舎 3階 大会議室

ウ 時間 プレゼンテーション(20分以内)とヒアリングを含めて30分程度

エ 出席者 5名以内(発表者の制限はない)

オ 準備物 パソコン等を使用する場合は、各自準備すること

(プロジェクター及びスクリーンは、発注者において準備する)

カ プレゼンテーションを行う順番については、提案書類の受付順とする

キ 応募事業者のプレゼンテーションは、提出された企画提案書によるものとし、追加の提案書類等は認めない

③評価基準

別紙「評価基準表」のとおりとする。

(3)評価審査

- ①審査は、審査委員会において、企画提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング応答の内容を総合的に評価し審査する。
- ②各審査委員が採点した結果を集計し、合計点が最も高い者を契約候補者として選定する。
なお、最高点の者が複数の場合は、審査員の投票により契約候補者を選定する。
- ③応募事業者が1者の場合であっても、審査委員会において提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。
- ④審査委員会において、評価された評価点は60点を最低評価点とし、最低評価点を満たさない場合は原則選定しない。

(4)契約候補者の決定

発注者は、審査委員会の審査結果を踏まえて、契約候補者を決定する。なお、契約候補者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行う。

(5)審査結果の通知及び公表

審査の最終結果は、速やかに全参加者へ書面により通知するとともに、選定された契約候補者の名称と総評価得点を本町ホームページに掲載する。

11 応募事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は、応募事業者を失格とする。

- (1)参加資格要件のいずれかを欠くこととなった場合
- (2)提出書類が定められた提出期限、場所及び方法に適合しない場合
- (3)提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4)提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (5)見積書の金額が「3(4)委託料上限額」を超える場合
- (6)評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (7)その他審査委員会が社会通念に照らし失格にあたると認める場合

12 著作権及び提出書類の取扱い

- (1)提出された書類等の著作権は、海陽町に帰属する。ただし、契約を締結しなかった応募事業者が提出した書類等の著作権については、応募事業者に帰属する。
- (2)本町は、本プロポーザルの審査等に必要範囲において、提出された書類等を複製することがある。

13 契約

(1)契約にあたっては、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と海陽町が協議・調整を行ったうえで契約を締結する。その際は、協議の結果に基づき、企画提案内容及び仕様書を変更する場合がある。

(2)契約候補者は、(1)の協議後、契約締結前に見積書を提出するものとする。

14 その他

(1)本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とする。

(2)企画提案書は、1者1案とする。

(3)提出された書類等は返却しない。

(4)提出期限以後における提出書類の差し替え、再提出及び内容変更は認めない。

(5)本要領に示した書類の他に、本町が必要と認める書類の提出を求めることがある。

(6)このプロポーザルの審査内容について公開はしない。また、審査結果に対しての異議申し立てはできないものとする。

【本公募日程表】

募集開始	令和6年7月1日(月)
質問書の提出期限	令和6年7月8日(月)から 令和6年7月10日(水)正午まで
質問に対する回答期限	令和6年7月16日(火)
プロポーザル参加申込書等提出期限	令和6年7月22日(月)午後5時必着
参加資格の承認の可否結果通知(メール)	令和6年7月24日(水)
企画提案書等の提出期限	令和6年7月30日(火)午後5時必着
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和6年8月9日(金)
審査結果通知	令和6年8月中旬